E_{18} ＝ 0.019
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_9 ＝ 0.000
G_{10} ＝ 0.000
G_{11} ＝ 0.012
G_{12} ＝ 0.019
G_{13} ＝ 0.019
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 9 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
I_9 ＝ 0.026
I_{10} ＝ 0.020
I_{11} ＝ 0.024
I_{12} ＝ 0.036
I_{13} ＝ 0.053
I_{14} ＝ 0.037
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.032
I_{18} ＝ 0.032
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
K_{20} ＝ 0.019

E_{18} ＝ 0.020
E_{19} ＝ 0.019
E_{20} ＝ 0.019
F_n　ふるさと一般林道整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
G_8 ＝ 0.000
G_9 ＝ 0.000
G_{10} ＝ 0.000
G_{11} ＝ 0.012
G_{12} ＝ 0.019
G_{13} ＝ 0.019
H_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 8 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
I_8 ＝ 0.026
I_9 ＝ 0.025
I_{10} ＝ 0.020
I_{11} ＝ 0.024
I_{12} ＝ 0.036
I_{13} ＝ 0.071
I_{14} ＝ 0.036
I_{15} ＝ 0.033
I_{16} ＝ 0.033
I_{17} ＝ 0.033
I_{18} ＝ 0.033
I_{19} ＝ 0.032
I_{20} ＝ 0.032
J_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額に相当する額
K_{20} ＝ 0.019